

「男女共同参画社会」の実現に向けて

## 委員会の委員を公募します

市では、「匝瑳市男女共同参画推進委員会」の委員として、公募委員を募集します。

男女共同参画の取り組みに関心のある人は、ぜひ応募してください。

この委員会は、男性も女性も個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現に向けて、今年2月に策定した「第2次匝瑳市男女共同参画計画」の推進と関連施策の充実を図るために設置するものです。

委員会は15人以内（公募委



## 監査委員紹介

議会の同意により、市議会議員の佐藤悟氏（写真）が、市監査委員に6月22日付けで選任されました。

問 監査委員事務局

☎ 73・0095

## インターネット公売

参加申し込みは 8/17～

市では、インターネットオークションを利用した市税などの滞納による差し押さえ財産（不動産）の公売を実施します。期間内は24時間いつでも申し込みができます。ぜひ参加してください。

### ◆公売方法

期間入札（ヤフーインターネット公売）

### ◆参加申し込み受付期間

8月17日（木）13時～9月4日（月）23時

### ◆入札期間

9月11日（月）13時～19日（火）13時

※入札に参加できるのは20歳以上の人です。詳細はヤフー官公庁オークションホームページをご覧ください。


問 税務課納税推進室 ☎ 73-0087

◆公募の内容  
員含む）で構成し、会議の開催は年2回程度を予定しています。

◆公募の方法  
対象：市内在住の20歳以上の人  
募集人数：3人以内  
郵便、ファクス、メールなどにより、住所・氏名・年齢・性別・職業・電話番号と、応募理由や男女共同参画社会についての意見（400字程度）

◆締め切り  
8月21日（月）必着

問 企画課企画調整班  
☎ 73・0081

◆応募先  
〒289-2198 匝瑳市八日市場ハ793番地2 匝瑳市役所企画課企画調整班  
FAX 72・1114、 kikaku@city.sosa.lg.jp  
※選考の結果は、後日、応募者本人にお知らせします。

度）を記載して左記まで応募してください。



## 「国保匝瑳市民病院建替整備基本構想・基本計画（案）」へのご意見をお寄せください

国保匝瑳市民病院新改革プラン及び建替整備検討委員会では、市民病院の建て替え整備に関する基本構想・基本計画の検討を行っています。

この構想・計画の案には、新しい病院の機能や規模、建設場所などの項目を盛り込んでいますので、パブリックコメントを実施し、市民の皆さんの意見を伺います。

### ■パブリックコメントの期間

平成29年8月～9月の期間中の30日間を予定。日程が決まり次第、市ホームページでお知らせします。

### ■資料を公表する場所

市ホームページ、市民病院玄関ホール、市役所玄関ロビー行政資料コーナー、野栄総合支所玄関ロビー ※どの場所でも意見提出ができます。

### ■意見を提出できる人

市民、市内の事業者、市内に通勤・通学している人

### ■意見の提出方法

資料を公表している場所で提出できる他に、次の方法で受け付けます。

いずれの方法も「国保匝瑳市民病院建替整備基本構想・基本計画（案）に対する意見」と明記し、住所、氏名を記入の上、提出してください。書式の指定はありません。

メール…hp-kensetsu@city.sosa.lg.jp ファクス…72-2926

郵送・持参…匝瑳市民病院建設準備室（〒289-2144 匝瑳市八日市場イ1304番地）

### ■提出された意見への対応

期間内に提出された意見（住所、氏名の記載がないものを除く）およびこの意見に対する検討委員会の考え方を、市ホームページで公表します。

なお、意見提出者の公表や意見提出者個人に対する回答は行いません。

問 市民病院建設準備室 ☎ 72-1525

# 70歳以上の人へ「高額療養費」の上限額が変わりました



全ての人安心して医療を受けられる社会の維持と世代間の公平を図るため、70歳以上の高額療養費の上限額（自己負担限度額）が見直されました。8月から、所得区分が「現役並み」と「一般」で、上限額が変わります（70歳未満の人の上限額は変わりません）。

☎市民課 ☎73-0086

**高額療養費制度** 医療費の家計負担が重くならないように、医療機関などで支払った自己負担が1か月で一定の額を超えたときに、その超えた分が払い戻される制度。上限額は所得に応じて表の通り決まっています。

## ■ 7月診療分まで

所得区分		外来 (個人ごと)	ひと月の限度額 外来+入院(世帯単位)
現役並み	課税所得が 145万円以上の人	44,400円	80,100円 + (総医療費-267,000円) × 1% 〔多数回該当 44,400円※1〕
一般	課税所得が 145万円未満の人	12,000円	44,400円
低所得	Ⅱ (住民税非課税世帯)	8,000円	24,600円
	Ⅰ (住民税非課税世帯)		15,000円

【※1】過去12か月以内に3回上限額に達した場合は、4回目から限度額が下がります。

## ■ 8月診療分から

所得区分		外来 (個人ごと)	ひと月の限度額 外来+入院(世帯単位)
現役並み	課税所得が 145万円以上の人	57,600円	80,100円 + (総医療費-267,000円) × 1% 〔多数回該当 44,400円※1〕
一般	課税所得が 145万円未満の人	14,000円 (年間上限 14.4万円※2)	57,600円 〔多数回該当 44,400円※1〕
低所得	Ⅱ (住民税非課税世帯)	8,000円	24,600円
	Ⅰ (住民税非課税世帯)		15,000円

【※2】1年間(8月~翌年7月)の自己負担額の上限です。

## 各種手当 **現況届** 忘れずに

一期限は**8月31日(木)**までです

次の福祉関係の手当を受給している人は、現況届または所得状況届の提出が必要です。

届出用紙を郵送しますので、必要事項を記入して8月31日(木)までに市役所1階福祉課または野栄総合支所へ提出してください(特別児童扶養手当は9月11日(月)まで)。

なお、この届の提出がない場合は、手当が受けられなくなるので注意してください。

### ◆届け出が必要な手当

- ▶ 児童扶養手当                      ▶ 特別児童扶養手当
- ▶ 特別障害者手当                  ▶ 障害児福祉手当
- ▶ 福祉手当
- ▶ 重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当

☎福祉課 ☎73-0096、野栄総合支所 ☎67-3111

制度の持続可能性を高めると共に、公平な負担を図るため、8月から、「世帯のどなたかが市民税を課税されている人」の世帯当たりの上限額

が3万7200円から4万4000円に見直されました。ただし、介護サービスの長期利用者に配慮して、同世帯の全ての65歳以上の人(サービスの非利用者を含む)の利用者負担割合が1割の世帯は、年間上限額(4万6400円)が設けられました。

※「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した人全員の負担の合計の上限額を指します。

☎高年齢者支援課介護保険班 ☎73-0033

## 市民税の課税世帯が対象です 「高額介護サービス費」上限額の改正

介護保険制度の介護サービスを利用する場合の利用者負担は、「現役並み所得者に相当する人がいる世帯の人」から「生活保護の受給者など」までの4区分で、1か月当たりの上限額が4万4400円(世帯)から1万5000円(個人)まで段階的に設定されています。

制度の持続可能性を高めると共に、公平な負担を図るため、8月から、「世帯のどなたかが市民税を課税されている人」の世帯当たりの上限額

### ◆制度の内容

年会費：700円

## 交通災害共済に加入しましょう

交通災害共済は、利益を目的としない住民相互の共済制度で、公共団体が運営する安心な制度です。家族そろっての加入がおすすめです。



8月31日(木)までに、市役所1階環境生活課または野栄総合支所の窓口で申し込んでください(9月以降も可能。会費は月割りとなります)。

☎環境生活課市民協働班 ☎73-0088、野栄総合支所 ☎67-3111

【身体障がい】50万円(身体障がい等級1級または2級となった場合、傷害見舞金の他に支給) 【交通遺児】1人に付き10万円

◆申し込み